倶知安出張講習のご案

平成31年

(株)日立建機教習センタ 北海道教習所 石狩市新港中央2丁目766-3 TEL(0133) 64-6388 FAX (0133) 64-6148

玉掛け	(19H•15H)	5/17	(金) ~	19(日)	3日間
フォークリフト	(11H)	5/20	(月) ~	21 (火)	2日間
	(31H)	5/20	(月) ~	23 (木)	4日間
小型移動式クレーン	(20H-16H)	5/24	(金) ~	26(日)	3日間
車両系(整地等)	(14H)	5/30	(木) ~	31 (金)	2日間

講習区分	コース	年齢条件	受 講 資 格	料金(教本含む)	対 象 機 械 他
玉掛技能講習	19H	18才以上	・玉掛補助作業等の経験のない方	29,000円	制限荷重1トン以上の揚貨装置、または吊り
			・玉掛補助作業等の経験はないが、クレーン/移動式		上げ荷重1トン以上のクレーン/移動式クレーン/
	15H		クレーン免許所持者、又は小型移動式クレーン技能	25,000円	デリックの玉掛の業務
北劳安教第321			講習等を修了した方 (修了証のコピーが必要です。)		
フォークリフト	31H		・普通・大型・大特(限定付)免許所有者	52,000円	最大荷重1 t 以上(上制限なし)
運転技能講習		18才以上	·大型特殊自動車運転免許所有者···経験不要		
			・普通・大型・大特(限定付)免許を所有し、1トン		
	11H		未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後	23,000円	
			3ヶ月以上の実務経験者		
北労安教第325			(経験証明、特別教育修了証が必要です)		
小型移動式クレーン	20H		・未経験で他の資格がない方	50,000円	吊り上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン
運転技能講習	16H	18才以上	・玉掛又は床上操作式クレーン技能講習修了者。	44,000円	積載型トラッククレーン/他
北労安教第322	1011		クレーン運転士免許所持者。(修了証のコピーが必要です。)		
車両系(整地等)			・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系		機体重量3トン以上
運転技能講習	1	18才以上	│ │ 特別教育を修了後、小型車両系建設機械の業務経験が		トラクター・ショヘ゛ル/ パ ワー・ショヘ゛ル/
	14H		┃ 3ヶ月以上ある方	44,000円	モータ・ク゛レータ゛ / フ゛ルト゛ーサ゛ / ト゛ ラク゛ショヘ゛ル
			 (申込書に事業主の経験証明が必要です。)		クラム・シェル/トレンチャー/ ドラグ・ライン/他
北労安教第318			・大型特殊自動車運転免許がある方]	

受付時間 講習初日の午前8:15より (玉掛け15Hコース初日12:30より)

受講料は受講開始日1週間前までに

下記へお振込みお願い致します。

新東京支店(普通)

(株)日立建機教習センタ

三菱UFJ銀行

7760012

学科会場

倶知安中小企業センター(虻田郡倶知安町南2条西1丁目)

実技会場は初日に連絡いたします。

当日持参するもの…

学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本) 実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手・防寒具等

予約受付•送付先

会場の都合や実技規定により定員がございますので、

電話予約を行って下さい。

(株)日立建機教習センタ 北海道教習所

(石狩市新港中央2丁目766-3)

 $T \in L : (0133) 64-6388$

《く建設雇用助成金制度とは》

中小建設業の事業主の方が、従業員に対して技能講習 ||を受講させた場合に国から助成金が支給される制度です。|

受講後に当社より請求に必要な書類を郵送致します。

助成金制度のご案内

受講申込書の助成金欄に必ず〇印を付けて下さい。

《受給資格》

∜1)中小建設業(28業種)であること。

(2)資本金3億円以下または従業員300人以下の どちらかであること。

(3)雇用保険(保険料率12.0/1000)に加入していること。 (4)受講者が雇用保険の被保険者であること。

☆受講申込書はインターネットよりダウンロードできます。

http://kyosyu.hitachi-kenki.co.jp/hokkaido/index.html

(ダウンロード→受講申込書より各科目選択してご利用ください。)

下記書類は受講日2週間前まで郵送にて送付ください。

☆受講申込書・写真(3×2.4)2枚・・自動車運転免許証・受講に必要な資格証(両面コピー)・・・受講資格参照

その他

- ※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、<u>旧修了証をご持参下さい。</u>
- %一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方は $F \land X (0133) 64-6148$ にて事前に確認をします。